

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年10月14日

【四半期会計期間】 第28期第2四半期(自平成21年6月1日至平成21年8月31日)

【会社名】 株式会社ソフマップ

【英訳名】 Sofmap Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平岡正行

【本店の所在の場所】 東京都千代田区外神田1丁目16番9号

【電話番号】 03 5958 6023

【事務連絡者氏名】 取締役財務本部長 鈴木和重

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋1丁目10番1号

【電話番号】 03 5958 6012

【事務連絡者氏名】 取締役財務本部長 鈴木和重

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第28期 第2四半期 累計期間	第28期 第2四半期 会計期間	第27期
会計期間	自平成21年3月1日 至平成21年8月31日	自平成21年6月1日 至平成21年8月31日	自平成20年3月1日 至平成21年2月28日
売上高 (百万円)	44,648	21,508	101,829
経常利益 (百万円)	20	11	376
四半期純損失()又は当期純利益 (百万円)	65	5	45
資本金 (百万円)		2,291	2,291
発行済株式総数 (株)		普通株式 16,636,947 A種優先株式 7,577,500 B種優先株式 750,000	普通株式 16,636,947 A種優先株式 7,577,500 B種優先株式 750,000
純資産額 (百万円)		2,916	3,290
総資産額 (百万円)		22,056	25,042
1株当たり純資産額 (円)		8.06	13.04
1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	4.96	0.80	1.02
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)			
1株当たり配当額 (円)	普通株式 A種優先株式 B種優先株式	普通株式 A種優先株式 B種優先株式	普通株式 A種優先株式 4 B種優先株式 43
自己資本比率 (%)		13.2	13.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	686		
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	147		
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	873		
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)		2,909	
従業員数 (名)		719	799

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益につきましては、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

- 3 第27期までは連結財務諸表を作成しておりましたので提出会社単独のキャッシュ・フロー計算書は作成していません。そのため第27期の「営業活動によるキャッシュ・フロー」「投資活動によるキャッシュ・フロー」「財務活動によるキャッシュ・フロー」「現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高」につきましては記載していません。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社については、当社子会社のウインケル株式会社が、平成21年8月31日開催の臨時株主総会において解散を決議しております。

3 【関係会社の状況】

当社子会社のウインケル株式会社は、平成21年8月31日開催の臨時株主総会において解散を決議しております。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年8月31日現在

従業員数(名)	719(1,135)
---------	------------

(注) 従業員数は当社から関係会社への出向者を除き、関係会社から当社への出向者を含む就業人員であり、アルバイト（臨時従業員）の人数を勤務時間1ヶ月168時間をもって1人に換算して、（ ）にて外書しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

販売実績

品目別売上状況

品目別	当第2四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)
新品商品	15,906	74.0
(うちパソコン)	2,319	10.8
(うち周辺機器)	1,684	7.8
(うちソフト)	3,048	14.2
(うちTVゲーム)	2,454	11.4
(うちその他)	6,399	29.8
中古商品・その他 (注)2	5,602	26.0
合計	21,508	100.0

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 「中古商品・その他」のその他は、サービス部門の修理等の売上高であります。

2 【事業等のリスク】

当社は、平成21年10月14日開催の取締役会において、第1回B種優先株式の取得及び消却、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに株式会社ビックカメラと、株式会社ビックカメラを完全親会社とし、当社を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という）を行うことを決議いたしました。また同取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少、及び本株式交換について、平成21年12月17日に開催を予定しております臨時株主総会に付議することを決議いたしました。その結果、金融機関とのリボルビング・クレジット・ファシリティ契約及びコミットメントライン契約の資産制限条項に抵触する事実が発生するとともに財務制限条項に抵触する恐れが生じます（当該条項に抵触する借入金残高は、平成21年8月31日現在の期末借入残高のうちの38億円です）。当該条項に抵触した場合、借入先からの請求により一括返済することになっており、取引金融機関との交渉次第ではキャッシュ・フローに支障をきたす可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

当社と株式会社ビックカメラは、平成21年10月14日開催のそれぞれの取締役会において、平成22年1月29日を効力発生日として、株式会社ビックカメラを完全親会社とし、当社を完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況、1 四半期財務諸表、注記事項（重要な後発事象）」に記載しております。

4 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書（第28期 第2四半期）提出日現在において当社が判断したものであります。

（1）経営成績の分析

当第2四半期会計期間（平成21年6月1日～平成21年8月31日）におけるわが国経済は、昨年度から続く経済危機による景気の悪化については下げ止まりの傾向が見られるものの、企業業績の低迷と、それに伴う個人消費の冷え込みが依然として続いている状況です。

このような状況の中、当社は、業界初のシニア向けサポートサービス『シニア限定 らくらくあんしんパック』のご提供を開始すると共に、東京23区初のアップル・プレミアム・リセラー「MacCollectionAkiba」をオープンする等、積極的な事業展開を図って参りました。また、ビックカメラとの連動施策である「定額買取・下取り宣言キャンペーン」についても引き続き注力し、買取・下取りの認知度向上と、それに伴う新品商品の拡販に取り組んで参りました。

加えて、当社子会社であるウインケル株式会社の全事業について、株式会社ビックカメラの関連会社である、株式会社フューチャー・エコロジーへ譲渡を行い、経営統合を図りました。リソース事業に係る商取引、ならびにリサイクル処理の受託等、両社の機能を統合することで、営業力の強化、ならびに同事業に関連する各種リソースの集約によるコストダウンを目的としたものであります。

以上の結果、当第2四半期会計期間における業績は、売上高215億8百万円、営業損失56百万円、経常利益11百万円となりました。

加えて、貸倒引当金戻入額5百万円、関係会社清算益14百万円を特別利益として計上、8月末に小型店舗の閉店・統合を実施したことによる店舗閉鎖損失21百万円等を特別損失として計上した結果、四半期純損失は5百万円となりました。

（2）財政状態の分析

当社の第2四半期会計期間末の財政状態について、資産合計は220億56百万円となり、前事業年度末と比べ29億85百万円減少しました。その主な要因は現金及び預金で14億12百万円減少、商品で6億82百万円減少したこと等によるものです。

負債合計は191億40百万円となり、前事業年度末と比べ26億10百万円減少しました。その主な要因は買掛金が17億47百万円減少したこと等によるものです。

純資産合計は29億16百万円となり、前事業年度末と比べ3億74百万円減少しました。その主な要因は当社の発行するB種優先株式につき、B種優先株主である株式会社三菱東京UFJ銀行による会社法第166条第1項及び第2項の定めに基づく取得請求により、自己株式を取得した結果によるものです。

（3）キャッシュ・フローの状況

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入債務の減少18億77百万円、棚卸資産の減少7億81百万円があった影響等により、15億23百万円の減少となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、敷金保証金の返還による収入1億69百万円があった影響等により、1億49百万円の増加となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の増加4億48百万円、長期借入金返済による支出3億79百万円、自己株式の取得による支出2億46百万円等により、1億77百万円の減少となりました。

以上の結果、当第2四半期会計期間末の現金及び現金同等物残高は、29億9百万円となりました。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、2 事業等のリスク に記載したとおり、キャッシュ・フローに支障をきたす可能性があります。当該リスクを解消するため取引金融機関に対し、リボルビング・クレジット・ファシリティ契約及びコミットメントライン契約の資産制限条項及び財務制限条項の適用免除について交渉を行うとともに、当該条項を含む借入条件の変更について取引金融機関の承諾が得られるように交渉をしております。

また、今回の株式会社ビックカメラとの株式交換契約締結により株式会社ビックカメラの完全子会社となることによって、ビックカメラグループとしてのシナジーを発揮・強化することになり、当社においても安定的な収益基盤を確立することができると考えております。対外的には金融機関との良好な関係を保ちつつ、資金調達をしております。

以上により、当四半期報告書提出日現在において、今後の事業継続に懸念はないものと判断しております。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

1 重要な設備の新設等の計画はありません。

2 当第2四半期会計期間において新たに確定した重要な設備の除却等の計画は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (百万円)	除却等の予定年月	除却による減少能力 (㎡)
(株)ソフマップ	横須賀店 (神奈川県横須賀市)	店舗事務所	0	平成21年10月	319

(注) 横須賀店の帳簿価額が0百万円なのは、過年度に減損損失を計上していることによるものです。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	91,529,300
A種優先株式	7,577,500
B種優先株式	750,000
計	99,856,800

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年10月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,636,947	16,636,947	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株 (注)1
第1回A種優先株式	7,577,500	7,577,500	非上場	単元株式数 100株 (注)2
第1回B種優先株式	750,000	750,000	非上場	単元株式数 100株 (注)3
計	24,964,447	24,964,447		

(注)1 当社における標準となる株式であります。

2 第1回A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) A種優先配当金

当社は、期末配当を行うときは、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1事業年度につきA種優先株式1株当たり下記に定める額の期末配当金(以下「A種優先配当金」という。)を分配可能額がある限り必ず支払う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

優先配当金の額

1株当たりのA種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額または20円のいずれか少ない額とする。A種優先配当金は、円位未満少数第1位までに算出し、その少数第1位を四捨五入する。

$$A種優先配当金 = 200円 \times (\text{日本円TIBOR} + 1.25\%)$$

「日本円TIBOR」とは、平成18年3月1日以降の毎年3月1日(以下「優先配当算出基準日」という。)午前11時現在における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次回の優先配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を優先配当算出基準日とする。

優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに代えて用いるものとする。

日本円TIBORまたはこれに代えて用いる数値は、%未満少数第4位まで算出し、その少数第4位を四捨五入する。

優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき各事業年度におけるA種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を必ず支払う。A種優先中間配当金は、円位未満少数第1位まで算出し、その少数第1位を四捨五入する。

累積条項

ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「A種未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積し、累積したA種未払配当金(以下「A種累積未払配当金」という。)については、A種優先配当金に先立って、これをA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う。

参加条項

普通株主または普通登録株式質権者に対して期末配当金(中間配当金を含む。)を支払うときは、A種優先株主またはA種登録株式質権者に対し、1株につき普通株主または普通登録株式質権者と同等の金額をA種優先配当金(A種優先中間配当金を含む。)に加算して支払う。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき200円およびA種累積未払配当金相当額の合計額を支払う。

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前記の金額を超えては残余財産の分配は行わない。

(3) 金銭の交付と引換えの取得請求権

A種優先株式は、金銭の交付と引換えの取得請求権を行使できない。

(4) 任意取得

当社は、いつでも法令に従ってA種優先株式を取得し、これを消却することができる。

(5) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

(6) 単元株制度

A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

(7) 株式の併合または分割

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式については、株式の併合または分割を行わない。

当社は、A種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権を与えない。

(8) 普通株式の交付と引換えの取得請求権

取得を請求し得べき期間

普通株式の交付と引換えにA種優先株式の取得をし得べき期間は、平成19年3月1日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)から平成25年6月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までとする。

取得請求の条件

A種優先株主は、1株につき下記a.乃至c.に定める取得価額により、普通株式の交付と引換えにA種優先株式を取得するよう請求することができる。

a. 当初取得価額

当初取得価額は、100円とする。

b. 取得価額の修正

取得価額は、普通株式の交付と引換えのA種優先株式の取得を請求し得べき期間の開始以後平成25年6月30日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)まで、毎月8日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)(以下、それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価に修正される。ただし、当該時価が当初取得価額の50%の額(円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。)(以下「下限取得価額」という。ただし、下記c.の規定による調整を受ける。)を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が当初取得価額の100%の額(以下「上限取得価額」という。ただし、下記c.の規定による調整を受ける。)を上回るときは、修正後取得価額は上限取得価額とする。

上記「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45日取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。ただし、各時価の算定期間内に、下記c.の規定による調整事由が生じた場合には、当該平均値は取締役会が合理的と判断する値に調整される。

c. 取得価額の調整

- イ 当社は、A種優先株式の発行後、下記口に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)をもって取得価額を調整する。なお、次の算式において「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(ただし、普通株式に係る自己株式を除く)をいう。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- ロ 取得価額調整式によりA種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記二()に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社の普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(ただし、当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得する証券もしくは当社の普通株式の交付と引換えに取得を請求できる証券または当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

() 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の取得価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、株式の分割のための株主割当日がないときには、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。ただし、分配可能額から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の取得価額は、当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに取得の請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前取得価額} - \text{調整後取得価額}) \times \text{調整前取得価額} \text{をもって取得請求により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後取得価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、本()が適用される場合の上記取得価額の調整式においては、「新株式・処分普通株式数」には、分割直前の自己株式に対して割り当てられた普通株式数は含まない。

() 下記二()に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得する証券もしくは当社の普通株式の交付と引換えに取得を請求できる証券または当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の取得価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを準用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ハ 当社は、上記口に定める取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が合理的と判断する取得価額の調整を行うものとする。

() 株式の併合、資本の減少、会社法第2条第30項に定められた新設分割、同法第2条第29項に定められた吸収分割、または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。

() その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

() 取得価額を調整すべき事由が二つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

二

- ()取得価額調整式を用いる計算については、円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。
- ()取得価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記口()但書の場合には株主割当日)に先立つ45日取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記口またはハで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が合理的と判断する価額に調整される。
- ()取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

ホ 上記イ乃至二の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額および下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」または「下限取得価額」に置き換えた上で上記イ乃至二の規定を準用して同様の調整を行う。

取得請求により交付すべき普通株式数

普通株式の交付と引換えのA種優先株式の取得請求権の行使により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により発行する株式の内容

当社普通株式

取得請求受付場所

[名称] 三菱UFJ信託銀行 証券代行部

[所在地] 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

取得請求効力の発生

取得請求の効力は、取得請求書および対象となるA種優先を表章する株券が前述 に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

(9) 普通株式の交付と引換えの取得条項

平成25年6月30日(当該日が営業日でない場合は翌日)までに取得請求のなかったA種優先株式は、その翌日(以下「強制取得基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、A種優先株式の払込金相当額を強制取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式と引換えに、当社が取得する。平均値の計算は、円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を下限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに、当社が取得する。また、当該平均値が上限取得価額を上回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を上限取得価額で除して得られる数の普通株式と引換えに当社が取得する。なお、取得価額が強制取得価額基準日までに上記取得価額の調整により調整された場合には、下限取得価額および上限取得価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

(10) 期中に普通株式の交付と引換えの取得請求または取得があった場合の取扱い

普通株式の交付と引換えのA種優先株式の取得により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、取得の請求または取得が3月1日から8月31日までになされたときには3月1日に、9月1日から翌年2月末日までになされたときは9月1日にそれぞれ取得があったものとみなしてこれを支払う。

(11)優先順位

A種優先株式およびB種優先株式相互の優先配当金(優先中間配当金を含む。以下同じ。)の支払いおよび残余財産の分配の順位は、以下のとおりとする。優先配当金として支払われる金額が、() A種優先株式の発行に際して決定された1株当たりの優先配当金と1株当たりのA種累積未払配当金との合計額に、優先配当金に対応する事業年度末日現在におけるA種優先株式の発行済株式数を乗じて得られた金額(以下「A種配当金」という。)と、() B種優先株式の発行に際して決定された1株当たりの優先配当金と1株当たりのB種累積未払配当金との合計額に、優先配当金に対応する事業年度末日現在におけるB種優先株式の発行済株式数を乗じて得られた金額(以下「B種配当金」という。)との総合計額に満たない場合には、A種優先株式およびB種優先株式についてそれぞれ支払う優先配当金の合計額は、A種配当金とB種配当金との割合に比例した金額とする。また、残余財産の分配可能額が、(a) A種優先株式に対して支払われるべき1株あたりの残余財産分配額に、残余財産の分配時点において現存するA種優先株式の株式数を乗じて得られた金額(以下「A種残余財産分配金」という。)と(b) B種優先株式に対して支払われるべき1株あたりの残余財産分配額に、残余財産の分配時点において現存するB種優先株式の株式数を乗じて得られた金額(以下「B種残余財産分配金」という。)との総合計額に満たない場合には、A種優先株式およびB種優先株式についてそれぞれ分配する残余財産の合計額は、A種残余財産分配金とB種残余財産分配金との割合に比例した金額とする。

(12)種類株主総会の決議

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

3 第1回B種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) B種優先配当金

当社は、期末配当を行うときは、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1事業年度につきB種優先株式1株当たり下記に定める額の期末配当金(以下「B種優先配当金」という。)を分配可能額がある限り必ず支払う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

優先配当金の額

1株当たりのB種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額または200円のいずれか少ない額とする。B種優先配当金は、円位未満少数第1位までに算出し、その少数第1位を四捨五入する。

$$\text{B種優先配当金} = 2,000\text{円} \times (\text{日本円TIBOR} + 1.25\%)$$

「日本円TIBOR」とは、平成18年3月1日以降の毎年3月1日(以下「優先配当算出基準日」という。)午前11時現在における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次の優先配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を優先配当算出基準日とする。

優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに代えて用いるものとする。

日本円TIBORまたはこれに代えて用いる数値は、%未満少数第4位まで算出し、その少数第4位を四捨五入する。

優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき各事業年度におけるB種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を必ず支払う。B種優先中間配当金は、円位未満少数第1位まで算出し、その少数第1位を四捨五入する。

累積条項

ある事業年度において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「B種未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積し、累積したB種未払配当金(以下「B種累積未払配当金」という。)については、B種優先配当金に先立って、これをB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う。

非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金またはB種優先中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき2,000円およびB種累積未払配当金相当額の合計額を支払う。

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、前記の金額を超えては残余財産の分配は行わない。

(3) 金銭の交付と引換えの取得請求権

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者は、平成21年2月期の決算確定日の翌日から平成21年6月30日までの期間(以下「第1回取得請求可能期間」という。)、平成22年2月期の決算確定日の翌日から平成22年6月30日までの期間(以下「第2回取得請求可能期間」という。)および平成23年2月期の決算確定日の翌日から平成23年6月30日までの期間(以下「第3回取得請求可能期間」という。)、第1回取得請求可能期間、第2回取得請求可能期間および第3回取得請求可能期間をあわせて「取得請求可能期間」という。)において、それぞれ()前事業年度末における繰越利益剰余金の2分の1に相当する金額から、当該取得請求がなされた事業年度において当社により既に行われたもしくは行う旨の決定がなされた優先株式の任意取得価額の合計額を控除した額、または()500,000,000円に、(a)第1回取得請求可能期間については発行価額500,000,000円分のB種優先株式についての平成21年2月期までのB種累積未払配当金相当額を、(b)第2回取得請求可能期間については発行価額500,000,000円分のB種優先株式についての平成22年2月期分までのB種累積未払配当金相当額を、(c)第3回取得請求可能期間については発行価額500,000,000円分のB種優先株式についての平成23年2月期分までのB種累積未払配当金相当額を、それぞれ加えた金額、のいずれか少ない方の金額を上限として、B種優先株式の一部または全部を1株につき2,000円およびB種累積未払配当金相当額の合計額の交付と引換えに、取得するよう請求をすることができる。当社は、各取得請求可能期間完了の日から1ヶ月以内に法令の定めに従い、分配可能額の範囲内において金銭の交付と引換えに取得を行うものとする。ただし、前記の限度額を超えてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者から取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。

(4) 金銭の交付と引換えの取得

当社は、平成18年3月1日から平成23年6月30日までの期間、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。取得と引換えに交付する金銭の額は、1株につき2,000円およびB種累積未払配当金相当額の合計額とする。

(5) 任意取得

当社は、いつでも法令に従ってB種優先株式を取得し、これを消却することができる。

(6) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(7) 単元株制度

B種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

(8) 株式の併合または分割

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式については、株式の併合または分割を行わない。
当社は、B種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権を与えない。

(9) 普通株式の交付と引換えの取得請求権

取得を請求し得べき期間

普通株式の交付と引換えにB種優先株式の取得をし得べき期間は、平成23年7月1日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)から平成33年6月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までとする。

取得請求の条件

B種優先株主は、1株につき下記a.乃至c.に定める取得価額により、普通株式の交付と引換えにB種優先株式を取得するよう請求することができる。

a. 当初取得価額

当初取得価額は、平成18年2月28日に先立つ45日取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)100%の金額とし、その計算は円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。ただし、各時価の算定期間内に、下記cの規定による調整事由が生じた場合には、当該平均値は取締役会が合理的と判断する値に調整される。

b. 取得価額の修正

取得価額は、平成24年1月1日から平成33年6月30日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)まで、毎年1月1日および7月1日(以下、それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価に修正される。ただし、当該価額が当初取得価額の70%の額(円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。)(以下「下限取得価額」という。ただし、下記cの規定による調整を受ける。)を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が当初取得価額の100%の額(以下「上限取得価額」という。ただし、下記cの規定による調整を受ける。)を上回るときは、修正後取得価額は上限取得価額とする。

上記「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45日取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。ただし、各時価の算定期間内に、下記cの規定による調整事由が生じた場合には、当該平均値は取締役会が合理的と判断する値に調整される。

c. 取得価額の調整

イ 当社は、B種優先株式の発行後、下記ロに掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)をもって取得価額を調整する。なお、次の算式において「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(ただし、普通株式に係る自己株式を除く)をいう。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

ロ 取得価額調整式によりB種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記二()に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社の普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(ただし、当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得する証券もしくは当社の普通株式の交付と引換えに取得を請求できる証券または当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

() 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の取得価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、株式の分割のための株主割当日がないときには、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。ただし、分配可能額から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の取得価額は、当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに取得の請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前取得価額} - \text{調整後取得価額}) \times \text{調整前取得価額} \text{をもって取得請求により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後取得価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、本()が適用される場合の上記取得価額の調整式においては、「新株式・処分普通株式数」には、分割直前の自己株式に対して割り当てられた普通株式数は含まない。

- () 下記二()に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得する証券もしくは当社の普通株式の交付と引換えに取得を請求できる証券または当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の取得価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを準用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 八 当社は、上記ロに定める取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が合理的と判断する取得価額の調整を行うものとする。
- () 株式の併合、資本の減少、会社法第2条第30項に定められた新設分割、同法第2条第29項に定められた吸収分割、または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- () 取得価額を調整すべき事由が二つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- 二
- () 取得価額調整式を用いる計算については、円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。
- () 取得価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記ロ()但書の場合には株主割当日)に先立つ45日取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記ロまたはハで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が合理的と判断する価額に調整される。
- () 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。
- ホ 上記イ乃至二の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額および下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」または「下限取得価額」に置き換えた上で上記イ乃至二の規定を準用して同様の調整を行う。

取得請求により交付すべき普通株式数

普通株式の交付と引換えのA種優先株式の取得請求権の行使により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{B種優先株主が取得請求のために提出したB種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により発行する株式の内容

当社普通株式

取得請求受付場所

[名称] 三菱UFJ信託銀行 証券代行部

[所在地] 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

取得請求効力の発生

取得請求の効力は、取得請求書および対象となるB種優先を表章する株券が前述 に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

(10) 普通株式の交付と引換えの取得

平成33年6月30日(当該日が営業日でない場合は翌日)までに金銭または普通株式の交付と引換えに取得するよう請求のなかったB種優先株式は、その翌日(以下「強制取得基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、B種優先株式の払込金相当額を強制取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式と引換えに、当社が取得する。平均値の計算は、円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回るときは、B種優先株式1株の払込金相当額を下限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに、当社が取得する。また、当該平均値が上限取得価額を上回るときは、B種優先株式1株の払込金相当額を上限取得価額で除して得られる数の普通株式と引換えに、当社が取得する。なお、取得価額が強制取得価額基準日までに上記取得価額の調整により調整された場合には、下限取得価額および上限取得価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

(11) 期中取得請求または取得があった場合の取扱い

普通株式の交付と引換えのB種優先株式の取得により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、取得の請求または取得が3月1日から8月31日までになされたときには3月1日に、9月1日から翌年2月末日までになされたときは9月1日にそれぞれ取得があったものとみなしてこれを支払う。

(12) 優先順位

A種優先株式およびB種優先株式相互の優先配当金(優先中間配当金を含む。以下同じ。)の支払いおよび残余財産の分配の順位は、以下のとおりとする。優先配当金として支払われる金額が、() A種優先株式の発行に際して決定された1株当たりの優先配当金と1株当たりのA種累積未払配当金との合計額に、優先配当金に対応する事業年度末日現在におけるA種優先株式の発行済株式数を乗じて得られた金額(以下「A種配当金」という。)と、() B種優先株式の発行に際して決定された1株当たりの優先配当金と1株当たりのB種累積未払配当金との合計額に、優先配当金に対応する事業年度末日現在におけるB種優先株式の発行済株式数を乗じて得られた金額(以下「B種配当金」という。)との総合計額に満たない場合には、A種優先株式およびB種優先株式についてそれぞれ支払う優先配当金の合計額は、A種配当金とB種配当金との割合に比例した金額とする。また、残余財産の分配可能額が、(a) A種優先株式に対して支払われるべき1株あたりの残余財産分配額に、残余財産の分配時点において現存するA種優先株式の株式数を乗じて得られた金額(以下「A種残余財産分配金」という。)と(b) B種優先株式に対して支払われるべき1株あたりの残余財産分配額に、残余財産の分配時点において現存するB種優先株式の株式数を乗じて得られた金額(以下「B種残余財産分配金」という。)との総合計額に満たない場合には、A種優先株式およびB種優先株式についてそれぞれ分配する残余財産の合計額は、A種残余財産分配金とB種残余財産分配金との割合に比例した金額とする。

(13) 種類株主総会の決議

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

4 B種優先株主が株主総会で議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年6月1日～ 平成21年8月31日	-	24,964	-	2,291	-	619

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成21年8月31日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ビックカメラ	東京都豊島区高田3丁目23-23	14,375	57.58
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町1丁目4-2	1,399	5.60
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	750	3.00
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	300	1.20
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	300	1.20
ソフマップ従業員持株会	東京都豊島区東池袋1丁目2-8 つかこしビル4F	251	1.00
丸紅インフォテック株式会社	東京都江東区東陽6丁目3番1号	200	0.80
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	151	0.60
鈴木 慶	東京都港区	150	0.60
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目11-1 バンフィックセンチュリープレイス丸の内19 階	122	0.49
計		18,000	72.10

(注) 上記のほか、自己株式が437千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.75%)あります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 750,000		「1(1) 発行済株式」の(注)3の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 314,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,321,300 A種優先株式 7,577,500	普通株式 163,213 A種優先株式 75,775	A種優先株式については「1(1) 発行済株式」の(注)2の記載を参照
単元未満株式	普通株式 1,447		
発行済株式総数	24,964,447		
総株主の議決権		238,988	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式400株が含まれております。なお「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。

【自己株式等】

平成21年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ソフマップ	東京都千代田区外神田 1丁目16番9号	314,200		314,200	1.26
計		314,200		314,200	1.26

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	162	160	178	197	186	183
最低(円)	145	154	153	165	169	178

- (注) 1 株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
2 当社A種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。
3 当社B種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長	取締役 (経営企画本部長)	平岡 正行	平成21年9月1日
取締役 (非常勤)	代表取締役社長	野口 進	平成21年9月1日
取締役 (営業本部本部長)	取締役 (リユース事業本部本部長 兼リユース事業部部長)	中阿地 信介	平成21年9月1日
取締役 (サービス事業本部本部長 兼サービス企画部部長 サービス推進部部長)	取締役 (サービス事業本部本部長 兼サービス企画部部長)	橋本 剛志	平成21年9月1日
取締役 (商品本部長) (非常勤)	取締役 (非常勤)	野口 進	平成21年9月16日

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期会計期間(平成21年6月1日から平成21年8月31日まで)及び当第2四半期累計期間(平成21年3月1日から平成21年8月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期会計期間末 (平成21年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,307	4,720
売掛金	2,197	2,518
商品	7,515	8,197
その他	1,794	1,936
貸倒引当金	3	8
流動資産合計	14,812	17,364
固定資産		
有形固定資産	1,796	1,895
無形固定資産	391	386
投資その他の資産		
敷金及び保証金	4,851	5,158
その他	479	510
貸倒引当金	273	273
投資その他の資産合計	5,056	5,395
固定資産合計	7,244	7,677
資産合計	22,056	25,042
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,025	7,772
短期借入金	4,404	4,762
1年内返済予定の長期借入金	1,353	1,285
未払法人税等	52	146
賞与引当金	122	150
ポイント引当金	1,115	1,169
その他	1,985	2,123
流動負債合計	15,058	17,408
固定負債		
長期借入金	2,190	2,465
退職給付引当金	1,823	1,787
その他	68	89
固定負債合計	4,082	4,342
負債合計	19,140	21,751

(単位：百万円)

	当第2四半期会計期間末 (平成21年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,291	2,291
資本剰余金	619	619
利益剰余金	364	492
自己株式	359	113
株主資本合計	2,915	3,290
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	2,916	3,290
負債純資産合計	22,056	25,042

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)
売上高	44,648
売上原価	35,184
売上総利益	9,464
販売費及び一般管理費	1 9,569
営業損失()	104
営業外収益	
受取利息	1
受取手数料	169
受取賃貸料	54
その他	32
営業外収益合計	258
営業外費用	
支払利息	80
支払手数料	10
賃貸収入原価	40
その他	1
営業外費用合計	133
経常利益	20
特別利益	
固定資産売却益	4
貸倒引当金戻入額	5
関係会社清算益	14
特別利益合計	23
特別損失	
固定資産除却損	10
店舗閉鎖損失	51
事務所移転費用	20
特別損失合計	82
税引前四半期純損失()	38
法人税、住民税及び事業税	27
法人税等合計	27
四半期純損失()	65

【第2四半期会計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)
売上高	21,508
売上原価	16,947
売上総利益	4,561
販売費及び一般管理費	1 4,618
営業損失()	56
営業外収益	
受取利息	1
受取手数料	76
受取賃貸料	27
その他	23
営業外収益合計	127
営業外費用	
支払利息	37
賃貸収入原価	20
その他	1
営業外費用合計	59
経常利益	11
特別利益	
貸倒引当金戻入額	5
関係会社清算益	14
特別利益合計	19
特別損失	
固定資産除却損	1
店舗閉鎖損失	21
特別損失合計	23
税引前四半期純利益	8
法人税、住民税及び事業税	13
法人税等合計	13
四半期純損失()	5

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失（ ）	38
減価償却費	160
退職給付引当金の増減額（ は減少）	36
貸倒引当金の増減額（ は減少）	5
その他の引当金の増減額（ は減少）	82
受取利息及び受取配当金	1
支払利息	80
固定資産売却損益（ は益）	4
固定資産除却損	10
関係会社清算損益（ は益）	14
売上債権の増減額（ は増加）	350
仕入債務の増減額（ は減少）	1,747
たな卸資産の増減額（ は増加）	682
未収入金の増減額（ は増加）	212
その他	164
小計	524
利息及び配当金の受取額	21
利息の支払額	81
法人税等の支払額	101
営業活動によるキャッシュ・フロー	686
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	7
有形固定資産の売却による収入	33
無形固定資産の取得による支出	56
敷金及び保証金の回収による収入	177
投資活動によるキャッシュ・フロー	147
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（ は減少）	358
長期借入れによる収入	500
長期借入金の返済による支出	707
配当金の支払額	62
自己株式の取得による支出	246
財務活動によるキャッシュ・フロー	873
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,412
現金及び現金同等物の期首残高	4,321
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 2,909

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第2四半期会計期間(自平成21年6月1日至平成21年8月31日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日至平成21年8月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更
(1) たな卸資産 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)を第1四半期会計期間から適用し、商品(中古ハード)の評価基準については、個別法による原価法から、個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)、商品(中古ハード以外)の評価基準については、移動平均法による原価法から、移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。この変更により、売上総利益及び経常利益は17百万円減少し、営業損失及び税引前四半期純損失は17百万円増加いたします。
(2) リベート及び広告料収入の計上方法の変更 親会社であるビックカメラとのシナジー効果を高めるための当社本部機能の同社内への移転が第1四半期会計期間に完了したことに伴い、第1四半期会計期間より費用・収益の管理方法を統一・共通化しました。この結果、従来、仕入先から収受するセンター納品リベート、信販会社から収受するクレジットカードに係るリベート及び製造メーカー等から収受する店舗看板の掲載手数料等の広告料収入はすべて販売費及び一般管理費の該当勘定にそれぞれ貸方計上しておりましたが、当社グループの損益をより適正に表示するため、第1四半期会計期間からセンター納品リベートは売上原価の貸方として、また、クレジットカードに係るリベート及び広告料収入はそれぞれ営業外収益として計上することとしました。これらの変更により、従来の計上方法によった場合に比べ、売上総利益は97百万円増加し、営業損失は105百万円増加しますが、経常利益及び税引前四半期純損失に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日至平成21年8月31日)
たな卸資産の評価方法 たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期累計期間(自平成21年3月1日至平成21年8月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成21年8月31日)	前事業年度末 (平成21年2月28日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 2,617百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 2,706百万円
	2 下記のとおり子会社の仕入先からの買掛金に対して債務保証を行っております。 ウインケル株 50百万円

(四半期損益計算書関係)

第2四半期累計期間

当第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの	
給料手当	2,681百万円
地代家賃	1,709百万円
ポイント販促費	1,768百万円
賞与引当金繰入額	115百万円
退職給付費用	186百万円

第2四半期会計期間

当第2四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの	
給料手当	1,265百万円
地代家賃	843百万円
ポイント販促費	847百万円
賞与引当金繰入額	35百万円
退職給付費用	94百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	
1 現金及び現金同等物の当第2四半期累計期間末残高と当第2四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年8月31日現在)	
現金及び預金	3,307百万円
預入期間が3か月超の定期預金	398百万円
現金及び現金同等物	2,909百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成21年8月31日)及び当第2四半期累計期間(自平成21年3月1日至平成21年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	16,636,947
A種優先株式(株)	7,577,500
B種優先株式(株)	750,000
合計	24,964,447

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	314,247
B種優先株式(株)	123,000
合計	437,247

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月28日 定時株主総会	A種優先 株式	30	利益剰余金	4.00	平成21年2月28日	平成21年5月29日
	B種優先 株式	32	利益剰余金	43.00	平成21年2月28日	平成21年5月29日

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成21年8月31日)		前事業年度末 (平成21年2月28日)	
1株当たり純資産額	8円06銭	1株当たり純資産額	13円04銭

2 1株当たり四半期純損失

当第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)		当第2四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	
1株当たり四半期純損失	4円96銭	1株当たり四半期純損失	0円80銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第2四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(百万円)	65	5
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	80	13
普通株主に帰属しない金額(百万円) (うち優先株式に係る優先配当予定額)	15 (15)	7 (7)
普通株式の期中平均株式数(株)	16,322,700	16,322,700

(重要な後発事象)

1. 第1回B種優先株式の取得及び消却

当社は、平成21年10月14日開催の取締役会において、当社が発行する第1回B種優先株式を下記の通り取得及び消却することを決議いたしました。

(1) 取得の内容

当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行を引受先として、平成18年2月28日付で第1回B種優先株式750,000株（発行価額の総額：1,500,000,000円）を発行いたしました。そのうち、123,000株については、第1回B種優先株式を保有する株式会社三菱東京UFJ銀行より、平成21年6月30日付で会社法第166条第1項及び第2項の定めに基づく取得請求があり、既に当社が取得しております。この度、残りの627,000株全てについて、会社法第170条の定めにより、当社が取得することといたしました。

取得する株式の種類	第1回B種優先株式
取得する株式の数	627,000株
株式の取得価額	1株につき、2,000円
株式の取得価額の総額	1,254,000,000円

(2) 消却の内容

本日現在当社が自己株式として保有しております第1回B種優先株式123,000株及び上記1.により当社が取得する第1回B種優先株式627,000株の合計750,000株を消却いたします。

消却する株式の種類	第1回B種優先株式
消却する株式の総数	750,000株

(3) 取得及び消却の日程

株主への通知日	平成21年10月14日
取得日	平成21年12月18日（予定）
消却日	平成21年12月18日（予定）

2. 資本金及び資本準備金の額の減少

当社は、平成21年10月14日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少について、平成21年12月17日に開催を予定しております臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

(1) 資本金及び資本準備金の減少の目的

B種優先株式の取得・消却

(2) 資本金及び資本準備金の減少の方法

B種優先株式の消却に必要とされる15億円を上限とし、まず、資本準備金を減少いたします。次に、15億円に対して不足する額について、資本金を減少いたします。この結果、その他資本剰余金が15億円となり、平成21年12月17日に開催予定の臨時株主総会における可決承認を前提とし、同年12月18日にB種優先株式の取得・消却を行う予定とするものであります。

(3) 減少すべき資本金及び資本準備金の額

資本金	880,526,295円
資本準備金	619,473,705円

(4) 日程 (予定)

取締役会決議日	平成21年10月14日
債権者異議公告日	平成21年10月15日
債権者異議申述最終期日	平成21年11月16日
株主総会決議日	平成21年12月17日
効力発生日	平成21年12月18日

3. 株式交換契約締結

当社と株式会社ビックカメラ（以下、ビックカメラ）は、平成21年10月14日開催のそれぞれの取締役会において、平成22年1月29日を効力発生日として、ビックカメラを完全親会社とし、当社を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という）を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結いたしました。また、当社は本株式交換について、平成21年12月17日に開催を予定しております臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

(1) 株式交換による完全子会社化の目的について

株式交換の目的

当社及びビックカメラは、以下の事業分野におけるシナジーの発揮・強化を目的として、平成18年1月5日に資本・業務提携契約（以下、「本提携契約」という）を締結いたしました。

- ・中古商品のビジネスモデル・ノウハウ共有による顧客サービスの拡充
- ・新品商品の仕入に関する協力関係の構築
- ・携帯電話・ブロードバンドの仕入・販売ノウハウの共有
- ・非PC系商品の取扱に関する協力関係の構築
- ・店舗展開に関する協力関係の構築
- ・PB/オリジナル商品の共同開発・販売
- ・ネットビジネス・法人ビジネスの連携
- ・物流・コールセンター・リペアセンター・サービス業務における協力関係の構築等

本提携契約締結後、人材交流を含めた両社における様々な取組みにより、上記シナジーは十分に発揮されつつありますが、外部経営環境の変化及び激化する同業他社との競合等により、両社の協働による収益力の強化は、引き続き課題となっております。

このような中において、更なる収益力強化の観点からは、各々独立した上場企業としての垣根にとらわれず、グループとしての協働体制をより一層高め、一体化したビジネスモデル及び組織体制の整備が急務であるとの認識に至り、当社及びビックカメラは、上述の通り、本株式交換の実施を決議いたしました。

上場廃止となる見通し及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成22年1月29日をもって、ビックカメラは当社の完全親会社となり、完全子会社となる当社の普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、所定の手続を経て、以下の日程により上場廃止となる予定です。

平成22年1月25日	最終売買日
平成22年1月26日	上場廃止日

しかしながら、当社の普通株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の普通株主に割り当てられるビックカメラの普通株式は、東京証券取引所に上場されているため、本株式交換後も取引所市場での取引が可能となることから、当社の普通株式を200株以上保有する株主に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。ただし、200株未満の当社の普通株式を保有する株主には、会社法第234条の規定により、金銭のみを交付します。

公正性を担保するための措置

本株式交換の検討にあたって、ビックカメラは当社の発行済普通株式の40.86%を保有していることから、株式交換比率の公正性を担保するための措置として、両社から独立した第三者算定機関として、ビックカメラはみずほマネジメントアドバイザー株式会社（以下、「MHMA」という。）に、当社は株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング（以下、「AGSC」という。）にそれぞれ株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社とビックカメラは、各々AGSC及びMHMAから提出された株式交換比率の算定結果を基に交渉・協議を重ね、その結果、合意された株式交換比率により本株式交換を行うことといたしました。なお、当社及びビックカメラは、第三者算定機関から、フェアネスオピニオン（公正性に関する評価）は取得しておりません。

利益相反を回避するための措置

当社は、本株式交換における利益相反を回避するための措置として、当社の取締役のうち、ビックカメラの取締役であった吉江真一郎、ビックカメラの従業員である鈴木和重及びビックカメラの取締役である野口 進の3名が、当社の取締役会における本株式交換に関する議案の審議・決議には参加しておりません。加えて、当社の監査役である伊藤秀行についても、ビックカメラの監査役を兼務していることから、当社の取締役会における本株式交換に関する議案の審議の場には出席しておりません。なお、当社の取締役会における本株式交換に関する議案については、決議に参加していない上記3名の取締役を除く取締役全員一致で承認可決されております。また、本株式交換については、当社の社外監査役全員が賛成しております。

(2) 株式交換の要旨

株式交換の日程（予定）

平成21年10月14日	株式交換決議取締役会
平成21年10月14日	株式交換契約締結
平成21年10月15日	株主総会基準日公告
平成21年10月30日	株主総会基準日
平成21年12月17日	株式交換承認株主総会
平成22年1月26日	上場廃止日
平成22年1月29日	本株式交換の効力発生日

株式交換の方法

平成21年10月14日に締結した株式交換契約書に基づき、平成22年1月29日を株式交換の効力発生日として、当社の株主が有する当社の普通株式をビックカメラに移転させ、当社の株主に対してビックカメラの発行する普通株式を割当交付します。これにより、当社はビックカメラの完全子会社となります。なお、ビックカメラにおいては会社法第796条第3項の規定に基づき簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ることなく行う予定です。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	ビックカメラ	当社
株式交換に係る割当ての内容	普通株式：1	普通株式：0.005
株式交換により交付する新株式数	普通株式47,624株（最大予定数）	

（注1）株式交換に係る割当ての内容

当社の普通株式1株に対して、ビックカメラの普通株式0.005株を割当て交付します。ただし、ビックカメラが保有する当社の普通株式6,797,800株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。また、当社の第1回A種優先株式7,577,500株については、ビックカメラがその全てを保有しているため、当社の第1回B種優先株式750,000株については、本株式交換の効力発生日の前日までにその全てを消却するため、それぞれ本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、当社が保有する自己株式については、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により全て消却し、本株式交換による株式の割当ては行わない予定です。

（注2）株式交換により交付する新株式数

本株式交換により交付する新株式数は、平成21年10月14日現在の当社の普通株式の発行済株式総数から、ビックカメラが同日現在保有する当社の普通株式数（6,797,800株）及び当社が同日現在保有する自己株式数（314,247株）の合計を控除した数（9,524,900株）に基づいて算出したものです。また、ビックカメラが本株式交換の効力発生日までに自己株式を取得した場合には、新株式の交付に代えて当該自己株式を交付する可能性があります。

（注3）1株に満たない端数の取扱い

本株式交換により、1株に満たない端数のビックカメラ株式の割当てを受けることとなる当社の株主については、会社法第234条の規定に従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のビックカメラの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付します。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月14日

株式会社ソフマップ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 和 男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 誠 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 葎 新 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフマップの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第28期事業年度の第2四半期会計期間(平成21年6月1日から平成21年8月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成21年3月1日から平成21年8月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソフマップの平成21年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年10月14日開催の取締役会において、(1)第1回B種優先株式の取得及び消却(2)資本金及び資本準備金の額の減少についての臨時株主総会への付議(3)株式会社ビックカメラとの株式交換契約についての臨時株主総会への付議、について決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。